

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（新潟県条例第37号）

1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例

一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者が地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所とみなすこととしました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。